



原子力の平和利用 と公開の原則

豊島 陸

最近の新聞の報ずるところによると、アメリカ政府が、このほど、外務省に対して、ウラン濃縮に関する遠心分離法の研究開発の情報の公開について、日本側と協議したい旨の非公式申し入れを行ない、政府としても、公式申し入れがあれば、慎重に検討した上で、結論をだしたいと、述べたと、いわれている。

わが国では、原子燃料公社及び東京工業大学で、遠心分離法の研究が進められており、その研究内容も、国の内外の会議で公表されてきている。

他国から原子力研究の公開について申し入れがあったことは、わが国の原子力三原則にかかわるも

のであると同時に、核拡散防止条約にも関連する重大な問題である。この申し入れについては、世界平和の見地において、わが国独自で、慎重に、解決すべきだと思ふ。アメリカでは、ウラン濃縮の技術情報が、各国に漏れると核兵器の開発につながるおそれありとして、民間における遠心分離法による研究を、すでに全面的に禁止するとともに、西独に対しては濃縮技術を秘密にする協定を結んでいる。

原子力基本法第二条は「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と原子力平和利用の根本原則と、これを前提とするいわゆる原子力三原則を宣言している。

原子力基本法の考え方の基礎となったものに、日本学術会議でつくられた原子力憲章草案があるが、そのなかで、第一条「原子力の平和利用を目的とし、原子兵器についての開発利用は一切行わない。」、第二条「原子力の研究開発利用の情報は、完全に、公開さ

れ、国民は常に十分の情報に接しなければならない。」、第三条「諸外国の原子力に関する秘密情報を入手利用してはならない。」とうたわれている。また、原子力利用準備調査会では、前述の学術界の要望にこたえて、昭和二十九年九月二四日に「わが国における原子力の研究開発を進めるに当っては、平和利用を根本原則としているので、左記の諸点を留意するものとする。」

(1)原子力の研究開発に関しては可及的に公開するよう努めること。
(2)原子力の研究開発に関しては、衆知を集めるよう努力すること。
(3)原子力の研究開発に関しては、わが国の自主性をそこなわないように行なうこと。」との申し合わせを行なっている。以上を通じて、三原則については、平和利用の根本原則との関連において、留意されるべきものであることがうかがわれる。

平和憲法の下に、原子力の平和利用を原子力基本法の最高の目的としているわが国においては、三原則の厳守によって、国内的には、原子力の平和利用がそこなわれることは、全然ないと思う。しかし、わが国が、原子力三原則を

厳格に実行する結果、原子力の軍事利用を目的とする国々における核兵器保有を促進し、世界平和が阻害されることになるときは、この三原則について、特別の考慮が払われても、原子力基本法の精神に反することにはならないと思ふ。

公開の原則の下においても、商業上の機密、研究途上における成果の発表については、自ら、公開について、ある程度の制限があると思ふ。

公開の原則については、平和利用との関連において、慎重に検討すべきで、公開の字句のみにとらわれて、原子力平和利用の根本原則が、そこなわれることのないよう留意すべきである。

(とよしま・のほる)元原子燃料公社
副理事長